

千葉市の都市公園魅力向上に向けた マーケット型サウンディング調査

～ 公園をまちの主役に～ 公園×ビジネスのアイデアを大募集！

実施要領

マーケット型サウンディング調査とは、市有地等の活用検討にあたって、その活用方法について民間事業者等から広く意見、提案を求め、対話を通して市場を把握する調査のことです。

千葉市

都市局公園緑地部

緑政課

1 はじめに



近年の公園行政を巡る動きとして、民間も含めた多様な視点で「都市公園を一層柔軟に使いこなす」「民間との連携を加速する」「ストック効果をより高める」など、公園資産のポテンシャルを最大限活かすことがトレンドとなっています。

千葉市内には大小1,000か所以上の公園があり、本市ではこの公園資産をさらに有効活用したいと考えています。そこで、ストック活用型サウンディング調査（以下、「調査」）を通じて、幅広くアイデアを募り、今後の公園活用（公募）の可能性を探ることとしました。

普段、みなさんが「公園でこんなことできたらいいな」「実現したら面白いな」と考えている魅力向上のアイデアを、実現に繋げるチャンスでもあります。

「公園をまちの主役にする」ようなビジネスのアイデア、活用に向けた熱い想いを、この機会に本市へぶつけてみませんか？ 地域による活用アイデアも大歓迎ですよ！

（１） 調査の対象施設

千葉市が管理する都市公園 約 1,080 か所（動物公園・県立公園は除く）

なお、上記公園であっても、既に公募により民間事業に取り組んでいる区域は原則除きます。

対象となる公園のリスト及び平面図については、

以下のページの「都市公園の基礎データ」をご覧ください。

<http://www.city.chiba.jp/toshi/koenryokuchi/ryokusei/marketsounding.html>

千葉市内都市公園の概要

下記ウェブサイトにて、千葉市の主な公園の概要を掲載しています。

<https://www.city.chiba.jp/toshi/koenryokuchi/ryokusei/chibashiwodaihyousurupark.html>

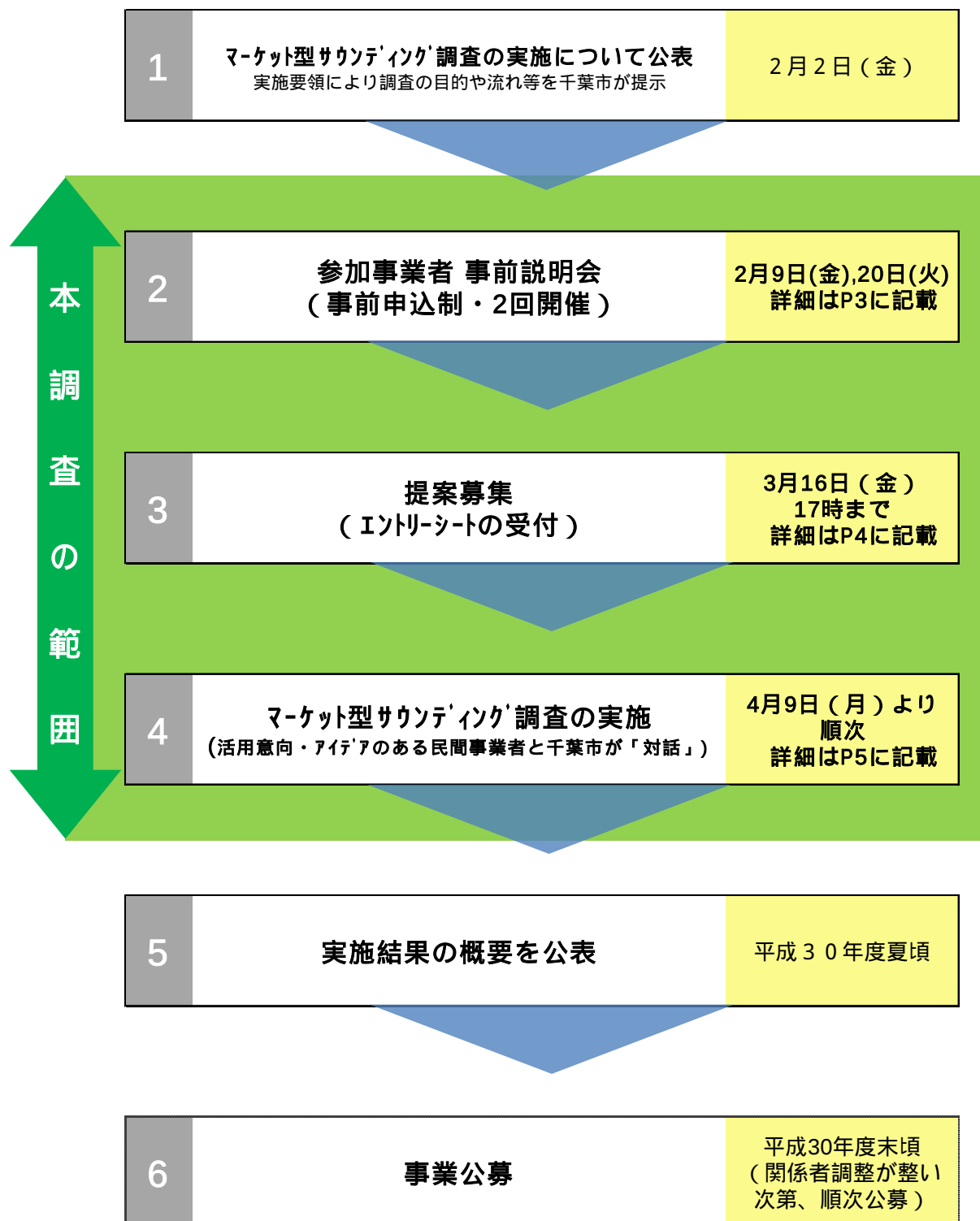
（２） 調査の対象者

自らが主体的に事業を実施する意向のある民間事業者（NPO法人その他団体を含む）

または そのグループ

業種・業態を問いません

2 調査の進め方



3 事前説明会（事前申込制）



本調査の趣旨や内容について多くの方々にご理解いただけるよう、実施方法等について、事前説明会を開催します。

当日は1時間程度、調査概要やエントリーシート、対話の実施方法等について説明します。質問時間もありますので、ご不明な点がございましたらお気軽にご相談下さい。

なお、説明会終了後、同会場にて参加者同士の交流・連携を目的とした意見交換会を実施します（1時間程度）。参加費無料ですので、こちらも是非ご参加下さい。

事前説明会への出席は、調査参加への必須条件ではありません
皆様から寄せられた質問及び本市の回答は、HP上で公開いたします

（１）説明会の日時（意見交換会の時間を含みます）

1回目 平成30年2月 9日（金） 13：30～15：30

2回目 平成30年2月20日（火） 13：30～15：30

（２）開催場所

千葉市中央区千葉港2 - 1

千葉市コミュニティーセンター8F 「千鳥・海鷗」

（３）参加人数

参加人数は1団体2名までとさせていただきます。

（４）申込先

参加をご希望される方は、下記期日までに必要書類をEメールにてご提出ください。

Eメールアドレス（緑政課）	ryokusei.URP@city.chiba.lg.jp
メー ル 標 題	【○回目事前説明会申し込み】として下さい。
提 出 書 類	別紙1「事前説明会参加申込書」（質問がある場合は申込書の自由記入欄にご記入ください）
申 込 締 切	1回目 平成30年2月 7日(水) 17：00まで
	2回目 平成30年2月16日(金) 17：00まで



4 提案募集（エントリーシートの受付）

対話への参加をご希望される場合には、エントリーシート及び誓約書の提出が必要となります。募集期間内に、下記まで必要書類をご提出ください。

エントリーシート等が未提出の場合は、対話を行うことができません

（１）募 集 期 間

平成３０年２月２日（金）～平成３０年３月１６日（金）１７時まで（必着）

（２）提 出 書 類

別紙２「エントリーシート」及び別紙３「誓約書」

記入漏れのないようにお願いします

（３）書類提出方法

Eメールまたは郵送でお願いします。

○ Eメールで提出の場合

Eメールアドレス（緑政課）	ryokusei.URP@city.chiba.lg.jp
メー ル 標 題	【エントリーシート】としてください。

○ 郵 送 で 提 出 の 場 合

宛 先	千葉市都市局公園緑地部緑政課 「マーケット型サウンディング調査 担当」宛て 〒260-0026 千葉市中央区千葉港２番１号 千葉中央コミュニティセンター 9F
-----	--

5 対話（アイデア及びノウハウ保護のため、個別に行います）



応募書類に基づき、1 提案当り 60 分を目安に「対話」を実施します。

対話実施の日時については、提案募集の期間終了後 2 週間以内を目途に、本市からエントリーシートに記載された連絡先にご連絡します（時間帯は 9 ～ 17 時の間で調整いたします）。

（１）実 施 期 間

平成 30 年 4 月 9 日（月）以降

（２）実 施 場 所

千葉市都市局公園緑地部緑政課 分室

（千葉市中央区千葉港 2 番 1 号 千葉中央コミュニティセンター 9F）

お伝えした日時に緑政課までお越し下さい。

（３）持参するもの

提案内容を説明できる書類、画像、動画等（パソコンの持ち込みも可です）

説明資料が電子媒体の場合は、CD-ROM等の提出をお願いします

（４）対 話 内 容

エントリーシートに記載された内容のうち、主に以下の項目について、ご意見・ご提案をお聞きかせください。

- ・ 事業を行う具体的な公園名及び使用区域
- ・ 事業内容（事業手法 / 収益モデル、利用者層及び集客範囲、公園サービスの向上内容、想定される事業上の課題）
- ・ 事業提案を実現するために、市の公園運営に期待すること
- ・ 他事業者との連携希望の有無

6 留意事項（必ずご覧のうえ、ご参加ください）



（１）提案内容について

- ・提案者自らが主体となって実施するもので、以下の ～ の視点のいずれかを含む内容として下さい。
- ・既存の公園利用者や周辺住民に理解が得られるよう、提案者のみならず本市（及び市民）に事業のプラス効果が期待できるものとします。
- ・事業期間の目安は最大２０年間とします。

賑わいづくり

公園が地域交流、レクリエーション、スポーツ、憩いの場等となるような賑わいを図るもの（イベント実施や仮設によるものも含む）

パークマネジメント

公園の維持管理と運営を一体的に行うことで、利用者サービスの向上を図るもの（公園全体でなくても可）

公園施設のリニューアル

老朽化した施設の撤去・更新等により利用機能の向上を図るもの

エリアマネジメント

まちづくりの観点から、公園の立地を最大限に活かして、周辺一帯の活性化を図るもの（公園的な利用以外の実験的な取り組みも含む）

（２）対話内容及び参加等の取扱い

- ・対話内容は、今後の事業化検討に活用させていただきますが、公募実施を必ずしも約束するものではありません。また、提案以外の公園や市有地の活用策の参考に活用させていただく場合があります。
- ・対話への参加実績は、事業公募時における評価の対象とはなりません。また、提出されたエントリーシート、提案書類等の返却は行いません。
- ・調査目的から逸脱していると考えられるもの、同種提案が多数あった場合は、書面調査のみとさせていただくことがあります。

(3) 提案募集、並びに対話に係る費用負担

- ・ 提案書作成及び対話参加に係る費用については、参加者の負担となります。

(4) 追加調査への協力

- ・ 必要に応じて追加対話（メール等を含む）を行う場合もありますので、ご協力をお願いします。

(5) 実施結果の公表

- ・ 事前に参加者に内容確認の上、対話の結果概要をホームページ等で公表します。
- ・ 参加者の名称及び企業のノウハウに係る内容は公表しません。

(6) 使用料等

- ・ 実際に事業を実施する際には、内容に応じて千葉市都市公園条例に基づく使用料や占有料を市へ納付することが必要となります。

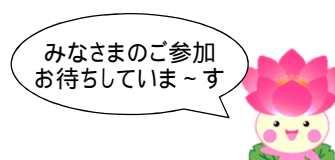
7 参加除外条件



応募者が次のいずれかに該当する場合は、対話の対象者として認められませんので、予めご了承下さい。

- (1) 会社更生法(平成 1 4 年法律第 1 5 4 号) の規定により、更生手続開始の申立てをしている場合。
- (2) 民事再生法(平成 1 1 年法律第 2 2 5 号) の規定により、再生手続開始の申立てをしている場合。
- (3) 千葉市暴力団排除条例(平成 2 4 年 6 月 2 8 日条例第 3 6 号) に基づく入札等除外措置を募集期間から対話実施の日までにおいて受けている場合。また、事業者、事業者の役員又は従業員(以下、「事業者関係者」という。)が過去から現在にかけて暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という。)でなく、事業者関係者が反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図ったり、自ら意図して交際したり、維持・運営に協力若しくは関与したことがある場合。
- (4) 法人税、消費税及び地方消費税などの税金を完納していない場合、都市計画法などに法令違反がある場合。

8 その他 ご質問 & お問い合わせ先



みなさまの対話参加を後押しできるよう、丁寧なサポートを心掛けておりますので、実施要領の内容や提案の考え方について不明な点、ご質問がありましたら、お気軽にお問い合わせください(電話、FAX、E-mailいずれも可能です)。

連絡先: 千葉市都市局公園緑地部 緑政課 計画班

所在地: 〒260 - 8722

千葉市中央区千葉港 2 番 1 号 千葉中央コミュニティセンター 9 階

電 話 : 043 - 245 - 5774

F A X : 043 - 245 - 5885

E-mail : ryokusei.URP@city.chiba.lg.jp